

計画推進のための重点施策

緑地の保全を重点的に進める地区の方針

本市の自然緑地を重点的に保全するため、市街地内や市街地に隣接して促進する地区を保全配慮地区として設定し、また、骨格緑地保全ゾーン内で一定のまとまりを持つ樹林地については、特別緑地保全地区の指定を検討していきます。

保全配慮地区の保全方針

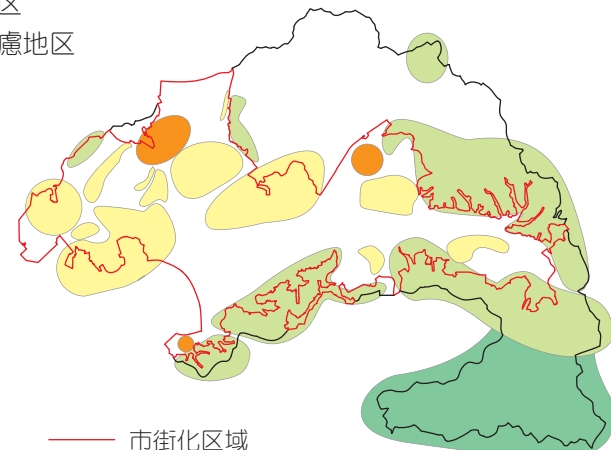
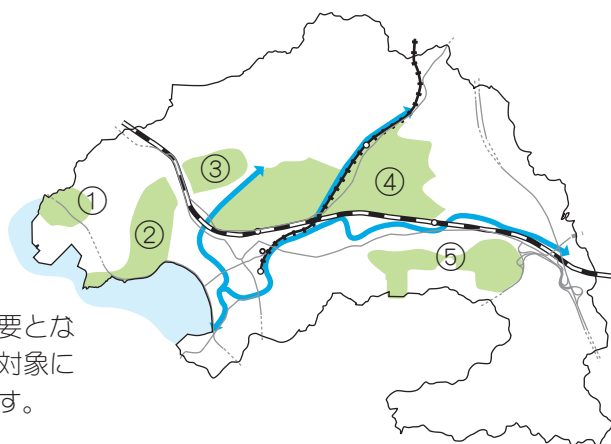
保全配慮地区は、本市の樹林地の保全を進める上で特に配慮が必要となる自然共生ゾーンに設定し、その中で一定のまとまりのある樹林地を対象に特別緑地保全地区の指定をはじめ、緑地の積極的な保全を推進します。

- ①小坪周辺保全配慮地区
- ②大崎・披露山周辺保全配慮地区
- ③久木周辺保全配慮地区
- ④山の根～アザリ工周辺保全配慮地区
- ⑤沼間周辺保全配慮地区

特別緑地保全地区の保全方針

本市において保全の必要性が高い樹林地に対して特別緑地保全地区候補地を定め、県と指定に向けた調査を進めていきます。

- a. 骨格緑地保全ゾーンの一定のまとまりをもつ樹林地
- b. 歴史性の高い樹林地・一団の自然林
- c. 保全配慮地区(自然共生ゾーン)内のまとまった樹林地
- d. 三浦半島国営公園「国営公園連携地区」(近郊緑地特別保全地区を指定)



緑化推進を重点的に進める地区の方針

本市の中心市街地を計画的に緑化するため、緑化地域と緑化配慮地区を設定します。

緑化地域の方針

①逗子駅前周辺地区:「みどりに導かれるまち・逗子」

本地区は、本市の中心部であるが、十分な緑化スペースが確保できていません。そこで、みどりの拠点とみどりの道をつくることにより、みどりの回遊ネットワークを形成することをめざします。

②東逗子駅前周辺地区:「みどりと水に親しめる活気のあるまち・東逗子」

本地区は、みどりと水に恵まれた立地にあり、更に重点的に緑化をおこなうことにより、自然と調和したまちの形成をめざします。

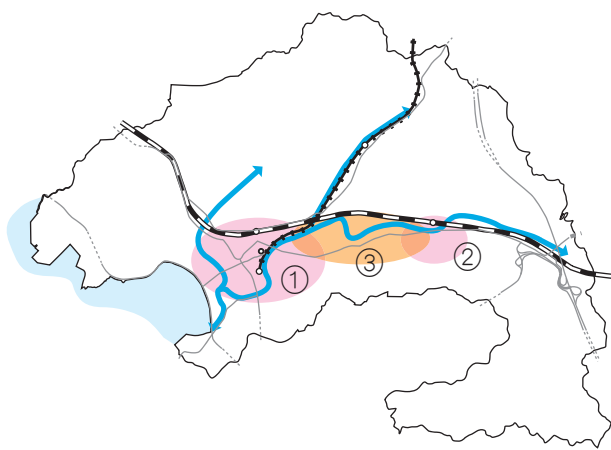
緑化配慮地区の方針

③桜山緑化配慮地区:「生活とみどりが共生するまち・桜山」

本地区は、逗子駅周辺と東逗子駅周辺の二つの市街地に挟まれた地区にあり、また地区南部は近年開発がおこなわれた地区となっており、一部に斜面樹林も残されています。このため、重点的に緑化をおこなうことにより、自然と共生したまちの形成をめざします。

—緑化地域—
建築物の新築・増築の場合、建物敷地面積に対する緑化の割合(緑化率)の最低限度を定める区域。

—緑化地域の緑化率規制案—
商業系用途地域10%
住居系用途地域20%
※上記の規制は300～1000㎡(条例で下限を設定)以上の敷地に適用される見込みです。
緑化率 = $\frac{\text{緑化面積}}{\text{建物敷地面積}}$



逗子市緑の基本計画2005

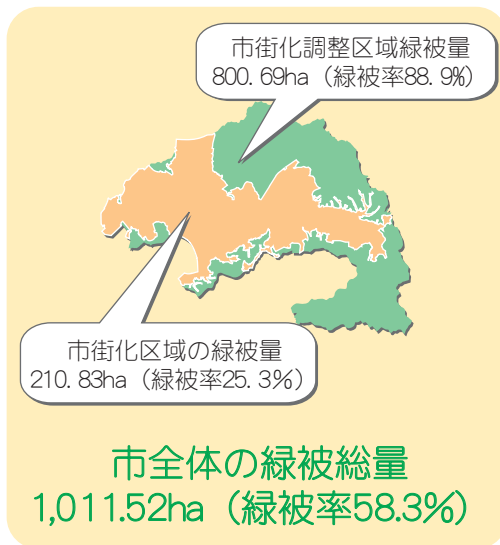
《概要版》

逗子市環境部緑政課

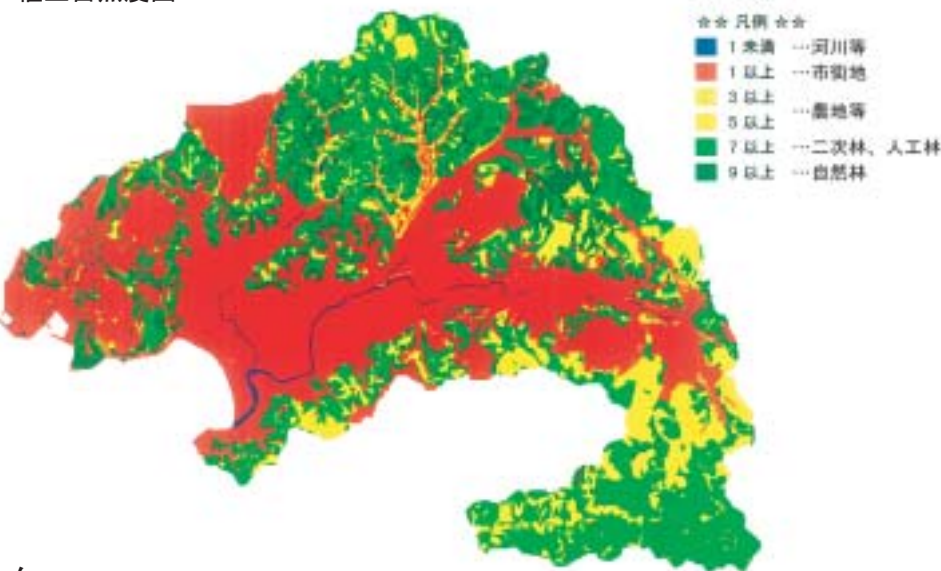
緑の基本計画改訂の目的

平成16年には都市緑地保全法が都市緑地法として生まれ変わり、都市公園法の上位の法律として位置づけられる等法制面も劇的に変化しています。このため、これまでの計画の基礎となる部分を尊重しつつ、新しい都市緑地法に基づく緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画「緑の基本計画」として機能するよう、計画の見直しをおこなうことにより、逗子市の地域特性を最大限に発揮する、21世紀にふさわしい計画としてリニューアルすることを本計画の目的とします。

緑被状況



植生自然度図



本市のみどりは市街地を取り囲むように残されています。本市全体のみどりの割合(緑被率)は58.3%で、市街化区域でも25.3%となっています。また、自然性の指標(植生自然度)では、自然林が残され、二次林も多くみられることがわかります。

既存アンケート調査からみた市民意向

①将来の環境について

川や海とその周辺は、自然や生態系に配慮した整備をすべきだ

83.5%

②緑地として保全すべきこと

神武寺や二子山周辺の自然林

58.7%

④自然環境・景観で重視すべきこと

逗子海岸・大崎・小坪と連なる海岸線の自然地形

69.3%

⑤住民主体のまちづくりで重要なこと

市民に対する情報提供

68.0%

みどりの基本構想

逗子市のみどりの将来像

みどりが息づく「コンフォート・エコタウン」

市民一人ひとりが、動物や植物とふれあうことにより、生活をするかたわらで自然の息吹を感じ、その恵みを受け、健康でうおいのある生活環境を創造します。

そのため、市内に残されている豊かなみどりと生態系を積極的に保全するとともに、市街地の少ないみどりを増やしていきます。また、身近なレクリエーションや防災の拠点となる公園・緑地の整備を進めていきます。

そうすることにより、市街地の周辺に残されている豊かな自然生態系(野生の動物や植物)をまち中まで誘い出し、市民が生活をする中で自然の息吹を感じることができ、また、市街地を包む豊かなみどりの中へと安心して入っていけるような、市民とみどりが共存したまちを創っていきます。

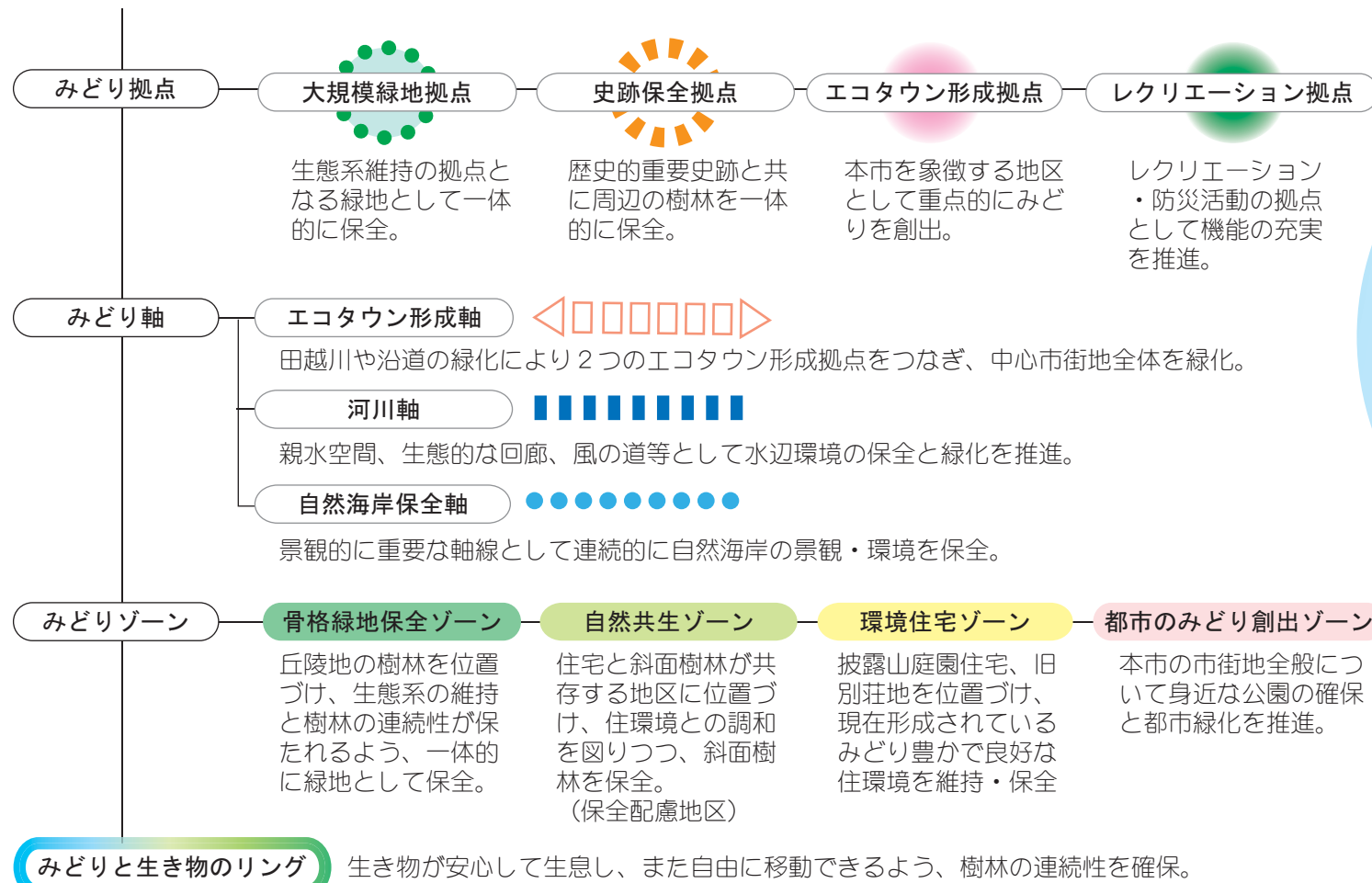
緑地の確保目標水準

	市民一人あたりの 都市公園の面積	都市計画区域面積 に対する緑地の割合
平成16年	8.21㎡/人	699.69ha (40.35%)
平成27年	56.70㎡/人	おおむね 1044ha (60%)

都市緑化の目標



みどりの将来構造



みどりづくり施策

市民と行政が共に進めていく施策がみどりづくり施策です。このうち、「最重点みどりづくり施策」については特に重点的に施策推進を図ります。

	《施策方針》	《最重点みどりづくり施策》	《施策対象ゾーン》 環住 都市 共生 緑地
みんなで 取り組もう	・協力体制をつくる	みどりのまちづくり推進母体の組織化	● ● ● ●
	・条例を整備・活用する	みどり条例の強化	● ● ● ●
	・制度を充実させる	市民参加の制度化推進	● ● ● ●
	・PRを充実する	多様な緑化教育の推進	● ● ● ●
身近な公園 をつくらう	・基金を活用する	基金の処分基準の明確化	● ● ● ●
	・みんなで公園をつくる	公園アダプトの推進	● ● ● ●
	・多機能の公園をつくる	高齢者や障害者も気軽に利用できる公園づくり	● ● ● ●
	・桜のまちをつくる	花咲計画の支援	● ● ● ●
まちにみどり をふやそう	・公共施設にみどりをふやす	公共施設施設の計画的緑化	● ● ● ●
	・小さなみどり拠点を創出	ポケットパーク等の整備	● ● ● ●
	・民有地緑化を推進する	地域特性に応じた緑化指針づくり	● ● ● ●
	・身近な樹林・樹木を守る	市民の森の活用推進	● ● ● ●
みどりを 守ろう	・歴史を守り・伝える	名越切通周辺の保全推進	● ● ● ●
	・水辺を守り・再生する	森戸川源流域の一体的な保全	● ● ● ●
	・海岸の環境を保全する	海辺のまちなみ景観の保全	● ● ● ●
	・生態系を保全する	生態的連続性の確保	● ● ● ●
みどりを つなげよう	・みどりを復元する	里山活用事業の推進	● ● ● ●
	・ピオトープネットワークを形成する	道路緑化の推進	● ● ● ●
	・歩行者のネットワークを形成する	シンボルロードの整備推進	● ● ● ●

みどりの基本構想図 (みどりの構造図)

